



発行所 岡垣町役場
 責任者 庄守 辻長
 印刷所 大和印刷所
 電話(宗像) 2027番

水道料金改訂

本町の水道料金は、昭和三十四年四月一日以降次のように水道料金が、改訂されます。利用者の御協力を切にお願いします。

計量による給水料金

- (一) 専用給水装置
 - (イ) 基本料金(一カ月) 一〇㎡ 四〇〇円
 - (ロ) 超過料金(一カ月) 一㎡ 四〇円
- (二) 共用給水装置
 - (イ) 基本料金(一カ月) 一〇㎡ 四〇〇円
 - (ロ) 超過料金(一カ月) 一㎡ 四〇円

- (ロ) 超過料金(一カ月)
 - 二〇㎡ 五〇〇円
 - 一㎡ 四〇円
- 量水器使用料
 - (イ) 口径一六耗以下 五〇円

(ロ) 口径二五耗以下一〇〇円
 (ハ) 口径四〇耗以下二五〇円
 なお三吉附地専用水道も、今回簡易水道として認可され、公営企業会計に於いて運営するよう現在、配水池、水源、その他改良工事を実施、三月中旬に完了予定で、その運営、水道料金についても水道と同様となりました。関係者の何分御協力をお願いすると共に、今後、水道事業の合理的運営、設備等の改善に努力する所存です。

水道課長

造林は適切に

造林の経済性を高めるためには、林地肥培施業が重要なこと、皆様熟知の事と思います。造林は新植年度の活着の良否が経済性の高い優良林分になるか否かの岐路になるので、植付の労力を活し、労力を要する下刈を早期に終り、最大の収穫を収めるため、左記事項を実行下さい。

木が垂直になるように努める事。
 (ロ) 湿度の高い畑には絶対に仮植しないこと。

二、植付の基本

(一) 火入れ林地は降雨量を確認考慮した上で植付を始めること
 降雨のない場合は7〜10㎍以上植付し、又、ため焼き箇所は残しておき、最後(降雨後)に植付けすること。

(二) 掘取、運搬等で乾燥した苗木を無仮植でやむを得ず植える場合は一〜二昼夜流れ川に浸水し、苗木が充分に水分を吸収したものを植えること。(スギは梱包のまま浸水してよい)

(三) 仮植畑が乾燥し、苗木に水分のない場合は、灌水するか、又は前日植付分を山林近くの小川まで運搬浸水し、逐時植付けすること。以上が出来ない場合は降雨を待つて植付けること。

(四) 山床に運んだ苗木は日光と風の当たらない箇所直ちに仮植するか、又は植付分のみを苗袋に入れ、残苗は梱包材料で覆っておくこと。
 (五) 粘土地帯で林地が固い場合は植穴を広く深く掘り、湿地帯を除き深植すること。
 (六) 植付方列は等高線を近く傾斜面を遠く植えること。

(七) 枝葉類を掻き除き、下の完全な腐植土は、穴掘前に左、右に掻き除きおき、植穴に掻き



一、仮植について

大きな枯損を出した原因を調査した結果、90%までが仮植の方法を誤った為であった。掘取運搬等による苗木みを仮植により回復を計るだけでなく、発根力を増す仮植をする事。

(一) 仮植畑は砂質土で有機質に富んだ程良い。作業が容易で、しかも細根の間に空間が出来ない。有機質土壌は水分を持続する。

(二) 乾燥畑は灌水の出来るものを選ぶこと。水田を利用する場合は12月上、中旬までに耕耘を終り、中高な畦作りを終り排水溝を整備しておくこと。

(三) 仮植の距離は苗間5〜7センチ、条間を20センチ以上とること。

(四) 雁切は出来るだけ垂直に切り仮植終了側にも細土を上げておき、苗木を配列し、苗木側の上を足で落し、苗木をわずか(3〜4センチ)引上げながら両側を足で踏みつけ、苗

落す。中高にした腐植土の上
に苗木の根を広げて、植付け
ること。
以上
四松は第二下枝までとし、杉は
第二下枝迄が土にうずもれる
程度に植付けるようにするこ
と。
岡垣町森林組合



植穴を大きくほって根を広げてていねいに植える

税だより

税の相談日

二月五、二十五日

十二月決算法人の確定申告
と納期限

二月二十八日

六月決算法人の中間申告と
納期限

二月二十八日

確定申告について

一年間の所得を計算して申告する「確定申告」は、毎年二月十六日から三月十五日までの間にしなければなりません。所得税の確定申告をすれば、事業税(県)と住民税の申告をする必要はなく大変便利になっています。申告期限の三月十五日までに確定申告を済まさないは無申告加算税、延滞税等が加算され、高い税金を納めることとなります。

税務署では確定申告や納税の手続きがわからない人などのために、毎年申告の期間中、税務署や役場などで申告、納税の相談をおうけするよう準備していますので申告は早目にすませて下さい。

贈与税について

財産をもらった人には贈与税がかかります。贈与税の申告と納税の期限は、贈与を受けた年の翌年二月一日から三月十五日までです。

贈与税の計算のしかた

(課税標準) × 税率 = 課税標準
基礎控除額は四十万円です。

しかし、同じ人から毎年続けて贈与を受けた場合は、二年目と三年目の控除額は、それぞれ二十万円となり、控除後の課税額は、これを合計して税率をかけた贈与税を算出することになります。

つまり、一年だけの贈与のときは四十万円以下、同一人から連続して贈与を受けるときは一年目四十万円、二年目二十万円、三年目二十万円以下であれば贈与税はかかりません。

町県民税の申告について

前年の所得のあった人は、毎年一月一日現在(賦課期日)所在する市町村長に住民税の申告をしなければなりません。

但し、所得税の確定申告をする人は、住民税の申告をする必要はありません。

入所受付

なお、申告をする場合は、所得明細書(源泉徴収票等の内容のわかるもの)を添えて申告下さい。

昭和四十四年度の岡垣町保育所の入所の受付を左記要領にて受付けます。

記

- 一、入所申込み先
岡垣町役場 民生課
- 二、提出書類
イ、保育所入所申請書
(用紙は役場民生課、東部出張所、保育所にあります)
ロ、源泉徴収票

(給与所得者のみ。勤務先にあります)

尚申請書提出の際は、必ず保護者が持参のこと。家庭の状況を調査致します。

三、受付期間

二月二十日より三月五日まで

但し右は四月一日より入所希望の方だけで、それ以後の入所希望者については年中受付けています。

四、入所定員

3才未満児……………十八名

(生後一年三カ月以上)

3才児……………二五名

4才以上児……………五七名

保育所へ入所できる基準。

あなたの家庭が、次のいずれかの事情にある場合です。しかし次の(1)から(5)までの場合はその家庭の母親以外の人が児童の保育ができる場合は除かれます。

- (1)家庭外の労働
児童の母親が、昼間常時家庭の外で仕事をし、その児童の保育ができない場合。
- (2)家庭内の労働
児童の母親が昼間家庭で、児童とはなれて、日常の家事以外の仕事を常時し、その児童の保育ができない場合、しかし父親がその仕事に従事していて、かつそのための使用人がいる家庭は除かれる。

- (3)母親のいない家庭
母親の死亡、行方不明、拘禁などの理由により、母親がいな

い場合。

(4)母親の出産等

母親が出産の前後であったり病気であったり、心身に障害があったりして、その児童の保育ができない場合。

(5)病人の看護等

その児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障害のある人があるため、母親がいつもその養護にあたっており、その児童の保育ができない場合。

(6)家庭の災害。

火災や、風水害や、地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合。

胃の巡回検診

昭和四十三年度、日赤による胃の巡回検診を左記要領にて実施しますので、受診希望者は申し込み下さい。

記

一、日 時 三月十三日午後一時より

一、場 所 役場東部出張所

一、受診料 四百円

一、対象者 原則として四〇才以上者

胃に異常のある人
一、申込先 岡垣町役場民生課
尚、受診人員が五十名程度と制限されていますので申し添えます。

引揚者特別交付金 債券の特別買上げ

1、該当者

- 1、生活保護法に規定する保護を受けている者。
- 2、現に保護を受けていないが、著しく生活に困窮している者で、福祉事務所長が保護を受ける状態に陥るおそれがあると認められたもの。

2、買上げ限度額

一記名者につき、十二万円までとし、当該限度額内において同一記名者から複数枚の国債証券を買上げることが出来る。
ただし買上げ限度額の範囲

内であっても同一記名者から
二回にわたって買上げは行な
われない。
3、買上げ価格

(この表は、昭和44年8月14日まで
に買上げる場合の価格表です。)

額面金額	買上価格
7	4.800
10	6.900
14	9.600
20	13.700
21	14.400
28	19.100
30	20.500
35	23.900
40	27.300
42	28.700
50	34.200
60	41.000
70	47.800
77	52.600
100	68.300
110	75.100
112	76.500
119	81.200
160	109.200
170	116.000

注 買上価格は、付属賦札九枚分に対するものです。
引揚者特別交付金国庫債券を担保とする事業資金の貸付けについて。

(貸付条件)

- 1、借受人の資格
国債の記名者とする。
- 2、資金の使途
事業資金に限る。
- 3、貸付限度
国債の期限未到来賦札金額に割合を乗じて得た額の合計額以内とする。但し十五万円を限度とする。
- 4、貸付期間
貸付日から担保に徴した国債の最終償還日までの期間以内とする。
- 5、貸付利率
年六歩
- 6、償還方法
国債の償還日を支払日とし、国債の償還金を元利金に充当する。
- 7、担保
国債を徴する。
買上げ貸付け等、事務手続、詳細については役場民生課にお尋ね下さい。

山林火災防止を

今年も植林地の地拵りの時期となり、伐倒木、雑草等焼却をされる方が多いかと思われまますので、山林での火入れについては十分な注意をお願いします。山林等に火を入れる場合は必ず「山林火入届」を役場消防係まで提出の上行なうこと。届用紙は消防係で用意しております。

岡垣町森林組合
岡垣町消防係

**社会福祉協議会へ
寄付**

(吉木故川原三和殿(四二才)
昭和四十四年一月一日死亡
川原三千夫殿より寄付
手野故松井タケノ殿(四五才)
昭和四十四年一月十七日死亡
松井義殿より寄付
海老津、故松田ハル殿(九二才)
昭和四十四年一月十七日死亡
松田義男殿より寄付
吉木、故東原浩一殿(四七才)
昭和四十四年一月二十日死亡

東原満枝殿より寄付
高倉、故早川アサノ殿(八十三才)
昭和四十四年一月二十一日死亡
早川正躬殿より寄付
海老津、故藤本松治殿(八九才)
昭和四十四年一月二十一日死亡

向井伴喜殿より寄付
吉木、東原満枝殿より
故東原浩一殿の香典返しとして
岡垣町青少年問題協議会に多額の御寄付を頂きました。

**老人クラブ寿会へ
寄附**

高倉、故早川アサノ殿(八三才)
昭和四十四年一月二十一日死亡
早川正躬殿より寄附
西黒山、故岩崎保殿(七八才)
昭和四十三年九月二十七日死亡
岩崎重夫殿より寄附

**民生(児童)委員
かわる**

本町の民生(児童)委員は、
昨十一月末日で任期となり、十二月一日から次の方々が生大の委員により新しく更、新任されました。各担当区につきましては次のとおり。
役名 氏名 担当区
総務定田栄宏 上海老津、戸切
白谷(上)
副総務門司又一吉木、元松原、西黒山

- 委員加藤一行 三吉
- 委員橋 鈴江 手野、新松原
- 委員安部定男 内浦、原
- 委員川原正一 波津、湯川
- 委員後藤サカエ東黒山、糠塚
- 委員松丸スエ、山田
- 委員赤松裕憲 東山田、東松原
- 委員立仙貞雄 西山田、緑ヶ丘
- 委員内田利夫 高陽(上)
- 委員内田光彦 高陽(下)
- 委員大村信夫 戸切
- 委員不破英一 戸切百合野
- 委員畑生英則 戸切白谷(下)
- 委員広渡敏子 東海老津
- 委員木原栄一 新海老津
- 委員太田 守 海老津、上畑
- 委員安部シズ子 上高倉、高倉
- 委員高山丑松 野間



**北九州市五区の
電話が市内通話
になります!!**

北九州市の強い要望にこたえて
北九州市内各局の合併準備をす

すめてきましたが、本年三月二
日午前〇時合併いたすことにな
りました。

変更の要点

一、合併対象局

門司(門司大里) 小倉(西片野)
八幡(黒崎、上津役、折尾) 戸畑
若松(若松二島) 曾根、恒見、
西谷、石原町の一五電話取扱局

二、電話のかけ方

(イ)北九州市内相互間(海老津、
遠賀川を除く)
一分間七円の準市内通話である
のが合併後、一回七円に変わ
ります。電話のかけ方は、現在と同
じですが、中間、折田、福岡、
芦屋へは〇九三をダイヤルしな
いとお話できません。
(ロ)海老津遠賀川から北九州市に
通話する場合
従来通り「即時」と交換取扱者
につけると、小倉市外局の即時
に接続され、相手呼び出すこ
とになります。

(ハ)北九州市から海老津、遠賀川
にかける場合。
今迄は遠賀川二二二二、海老津
二二二四で、接続されておしま
したが、〇九三の市外局番から
ダイヤルしないと、お話ができ
ません。

(ニ)通話の料金

黒電話、赤電話ともに、左の
料金になります。(三分迄の料
金で後は一分迄毎にその半額に
なります)

区	小倉	八幡	折尾	戸畑	若松	門司
合併後円	30	30	30	30	30	30
現行円	30	24	24	24	24	39

狩猟用残火薬類の処置について

狩猟期もいよいよ二月十五日までで終わります。猟期が終了するとほりつめていたハンターの緊張が急にうすれ、銃や火薬類の保管がおろそかになるため、いろいろの事故がおこりがちです。

昨年中福岡県内では、狩猟用残火薬類の保管が適切でなかったために、傷害や、脅迫等の犯罪や自殺に用いられた事故が、五件発生しております。

お互いにつきのこを守って残火薬類による事故を防止しましょう。

○残火薬類の処置は適正に

撃ち残した「タマ」や火薬は自宅に置かないことが、最善の策であります。その方法としては、

- (1)公安委員会(警察)の許可を受けて、譲り渡しをする。
- (2)県知事(地方事務所)の許可を受けて廃棄する。
- (3)銃砲店などに保管委託をするなどがあります。

○残火薬の取扱いは慎重に

(1)タマや火薬は特に火を取扱う場所の近くや落ちやすいところをさけ、またしめりけのない冷暗所を選んで保管する。

(2)特にお子さんのおられる家では、こどもに銃や火薬類の危険性をおしえ、好奇心からいたずらをしないよう、じゅうぶんに監督する

○自宅での保管は厳重に

撃ち残しの「タマ」や火薬をやむを得ず自宅に保管する方は、銃と別々にして必ず鍵のかかる安全な場所に厳重保管する。

○銃の手入れは安全な

銃も人目につかないところに施錠して厳重に保管する。
銃の手入れはタマの有無を確認

した上、人に危害を与えるおそれのない安全な場所を選んで行なうこと。

少年の転落防止

(福祉犯の被害防止)

少年の福祉を害する犯罪の実態を見ますと、

(1)バー、料理店等の風俗営業者または土建業者の中には人手不足のため、身元調べもせず、あるいは十八才未満のものとなりながら使用する。

(2)家出少年は、一見はなやかですぐ金になるバーや、キャバレーなどに働き口を求めたがる。

(3)暴力団や不良グループが、自己の生活資金にあてるため家出少年をだましてバーやキャバレー等に売り飛ばす人身売買事犯。

などがあげられます。少年のいる家庭では、明るい環境づくりに心がけ、家出をさせないように注意することはもちろん、少年のいない家庭でも、社会から不幸な少年を出さないように、地域ぐるみで少年を見守るよう注意をうながしましょうさらに関係業者の方は、年少者を絶対に雇用しないよう自粛をお願いいたします

家出をした少年少女の大半は、悪徳周旋人に目をつけられて、接客業者に引き渡され夜遅くまで働かされたり、いかかわしい仕事をさせられたりしています。保護者の方はいつもと話し合える明るい環境を作って、少年が悪の道に走らないよう、また家出をしないようすることがかんじんであります。もし、こどもに不良化のきざしがあるとき、または家出をしたときは、世間体にはかわらせず、すぐに警察に届けて下さい。

○一般家庭の保護者にお願

家出をした少年少女の大半は、悪徳周旋人に目をつけられて、接客業者に引き渡され夜遅くまで働かされたり、いかかわしい仕事をさせられたりしています。保護者の方はいつもと話し合える明るい環境を作って、少年が悪の道に走らないよう、また家出をしないようすることがかんじんであります。もし、こどもに不良化のきざしがあるとき、または家出をしたときは、世間体にはかわらせず、すぐに警察に届けて下さい。

○業者にお願

風俗営業者、深夜飲食店業者は、十八才未満の者を店内に立ち入らせないことはもちろん、他の業者の方も法律で定められた年齢以下の少年を絶対雇用しないこと。

また酒、たばこの販売業者は未成年者には売らないようにして下さい。

○地域ぐるみで少年を見守りましょう

少年は次代をになう社会のこどもです。他人のこどもでも非行を見かけたら注意してやめさせることがたいせつであります。また、少年のいかがわしい行為や、深夜労働をさせられているのを見たり、聞いたりされたときは、すぐ警察に届けて下さい。

「家出は転落への第一歩」
「うまい話にはワナがある」

議 会 だ よ り

第四回定例町議会は十二月二十三日午前九時三十分、岡垣町議会議事堂に招集され、会期は二十五日まで三日間と決定、次の議案が可決された。

議案第六十三号

昭和四十三年度岡垣町一般会計補正予算(第三号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ四〇、七四二千円を追加し、歳入歳出予算の総額を二八四、〇〇八千円とする。

2、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出補正予算による。(地方債の補正)」

第二条 地方債の補正は「第三表」地方債補正による

(継続費)

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二十二條第一項の規定による。

継続費の経費の金額及び年割額は「第四表継続費」による。

・第一日目(二十三日)提案理由の説明会中に委員会にて審議検討。

・第二日目(二十五日)審議
満場一致で原案可決
議案第六十四号

岡垣町営住宅管理条例の一部を改正する条例(案)

公営住宅法施行令の一部改正のため、第二条5入居者の扶養親族の控除額、第四条4、5第五条3、第二三条3入居者の収入額の変更

・第一日目万場一致で原案可決
議案第六十五号

町営住宅建設工事請負契約について

昭和四十三年九月二十四日、指名競走入札に付した町営住宅建設工事について左記のとおり請負契約を締結したので議案に報告する

記

- 1、契約の目的
町営住宅建設工事
- 2、契約の方法
指名競走入札による契約
- 3、契約金額及び契約の相手方
九、〇六六千円
北九州市八幡区黒崎町
村上工務店
- 4、工期
昭和四十三年九月二十七日より昭和四十四年一月三十一日まで
- 5、支出科目
八款四項二百十五節
第一日目満場一致で原案可決
議案第六十六号

岡垣町道路線の認定について
国鉄工事による付替道がこの度整備されるので道路法第八条第二項の規定により、岡垣町道路線として認定を求めると。

整理番号 路線名 延長

一〇七 海老津停車場線 二六〇米

六一 海老津～金比羅線 九五米

一九 戸切～尾崎、白谷～城越線 五〇一米

二四 海老津～大谷線 六〇六米

六六 海老津～小局線 八〇〇米

・第一日目、提案第二日目審議
満場一致で認定可決
議案第六十七号

岡垣町一般職の職員給与に關する条例の一部を改正する条例

議案第六十八号

第一日目賛成多数(反対二)で原案可決

議案第六十九号

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

議案第七十号

第一日目、賛成多数(反対二)で原案可決

議案第七十一号

岡垣町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第七十二号

第一日目、賛成多数(反対二)で原案可決

議案第七十三号

第一日目、賛成多数(反対二)で原案可決

議案第七十四号

第一日目、賛成多数(反対二)で原案可決

議案第七十五号

第一日目、賛成多数(反対二)で原案可決

第一日目、賛成多数(反対二)で原案可決

第一日目、賛成多数(反対二)で原案可決

第一日目、賛成多数(反対二)で原案可決

第一日目、賛成多数(反対二)で原案可決

第一日目、賛成多数(反対二)で原案可決

第一日目、賛成多数(反対二)で原案可決

第一日目、賛成多数(反対二)で原案可決

第一日目、賛成多数(反対二)で原案可決

第一日目、賛成多数(反対二)で原案可決

第一日目、賛成多数(反対二)で原案可決

第一日目、賛成多数(反対二)で原案可決

第一日目、賛成多数(反対二)で原案可決

第一日目、賛成多数(反対二)で原案可決

議案第七十六号

昭和四十二年度、岡垣町特別会計農業共済事業歳入歳出決算認定について

第一日目提案理由の説明、第二日目満場一致で原案可決

第一日目(十二月二十三日)は午後三時五十分散会

第二日目(十二月二十五日)は午後一時五分全部の議案 終結したので、第四回岡垣町議会定例会は閉会された。

第一回臨時町議会は一月二十一日午前九時三十分、岡垣町議会講堂に招集され、会期は一日と決定、次の議案が可決された。

議案第一号

昭和四十三年度、岡垣町一般会計補正予算(第四号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一三、五〇〇千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ二九七、五〇八千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表、歳入歳出補正予算」による。(地方債の補正)

第二条 地方債の変更は「第三表」地方債補正による。

此の補正は岡中プール建設事業が決定した為、補正予算を提案するものである。

満場一致で原案可決

議案第二号

岡垣町監査委員の選任について左記の者を監査委員に選任したから、地方自治法第一九六条第一項の規定によって、議会の同意を求める。

記

住所 岡垣町大字山田六六四

氏名 松丸 源 吾

明治32年11月18日生

監査委員中野菊松氏の辞職によるもの

賛成多数(反対一名)で原案可決

議案第三号

岡垣町水道事業給水条例の一部を改正する条例(案)

計量による給水料金並びに量

計量による給水料金並びに量

計量による給水料金並びに量

計量による給水料金並びに量

計量による給水料金並びに量

計量による給水料金並びに量

水器使用料の改正

この条例は昭和四十四年四月一日から施行する。

賛成多数(一名反対)で原案可決

議案第四号

岡垣町新松原地区簡易水道設置条例の一部を改正する条例(案)

計量による給水料金並びに量

水器使用料の改正

この条例は昭和四十四年四月一日から施行する。

岡垣町三吉団地専用水道給水条例(昭和四十年条例第五号)

はこの条例の施行と同時に廃止する。一名反対、賛成多数で原案可決。提案の議案、全部終結したので第一回岡垣町議会臨時会は午後〇時五分閉会された。

福岡県青少年信条

- 1、たくましくからだを鍛え、豊かな心を養います。
- 2、勇気と情熱をもって責任ある行動をします。
- 3、創意とくふうにつとめ、勉学と仕事に励みます。
- 4、ひとの立場を尊び、進んで社会に奉仕します。
- 5、郷土の自然を愛し、よい仲間づくりにつとめます。

青少年育成福岡県民会議
福岡県青少年問題協議会

卓球台を作る

吉木支部の青年団は、男女各十二・三名で活動しているが、支部集会のレクリエーションに会員相互の親睦に、体力増強のためなどの目的により、会員の総意によって、昨年卓球台を購入した。

その経費の捻出にはたいへん苦勞し、会員が二日間廃品回収をして、その収益金をあて、不足分は青年相撲や、盆踊りの謝金で補っている。
卓球台は一万六千円で、それがみんなの協力でできたことに意義があるが、それ以上にそれを作りあげるまでの経過にも大きな意義がある。

糠塚十二連勝

昨年十二月二十二日、公民館対抗駅伝大会を実施。当日はあいにく大雪が降り、非常に走りにくかったが、十二チーム参加

成績

優勝	糠塚A	時分
二位	吉木	1・15・22
三位	野間A	1・19・58
	元松原 糠塚B	1・21・47
	吉・野間Bの順	海老津・三

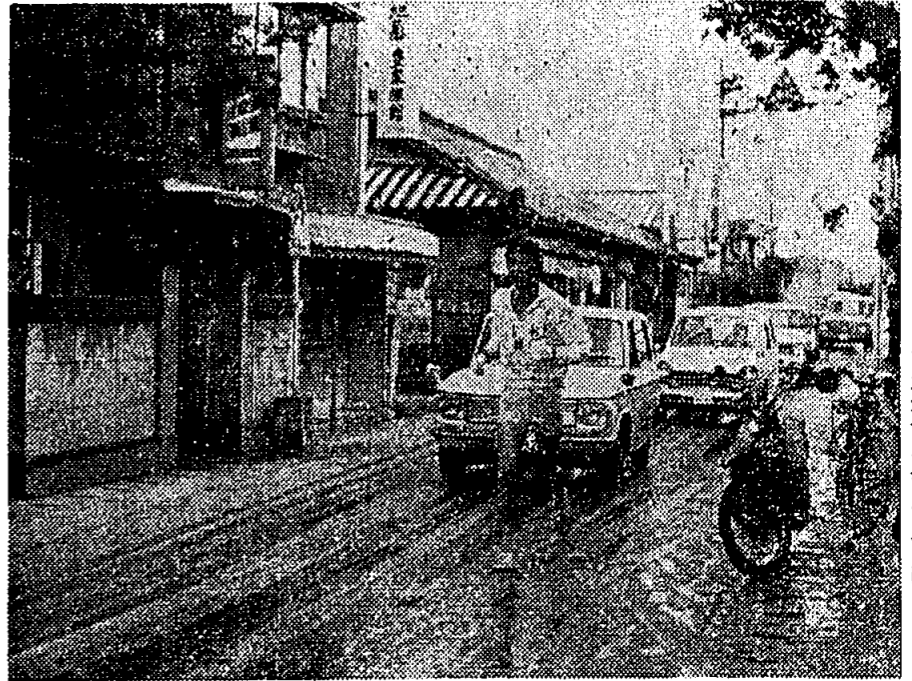
記録では、オープンで参加した岡垣中学校Aチームが一時四四分三四秒で一位だった。

三、四年前、十年選手として表彰も受け、郡駅伝、県駅伝の選手として、活躍している小野実男君が、一人で全区間を一時四九分一六秒で完走。

尚、小野実男君は、後輩を育てますため、立派な優勝カッ

プを岡垣町体育協会に寄贈した
区間賞

- 一区 刀根 守 (岡中)
 - 二区 入江光次郎 (糠塚)
 - 三区 佐田政行 (岡中)
 - 四区 入江秀敏 (糠塚)
 - 五区 西岡良治 (岡中OB)
- 元松原区では、毎年このことだそうだが、婦人会が各戸から卵を集め、選手を激励している。また大会当日は婦人会員全員それぞれの中継所ま



で出向き、力一杯応援するなど
区あげて選手を育てている。

岡垣断然強し

一月二六日、岡垣町で遠賀郡町対抗駅伝が催されたが、岡垣町のBチームが圧倒的に強く二位を一、五〇〇メートル位ひき離してゴールイン。

- 一区、四区 吉木 妙見折返し 軒
- 二区、五区 吉木 野間折返し 軒
- 三区、六区 吉木 西黒山折返し 軒

あなたは何回跳べますか

昭和四十四年から町民こぞってなわとび運動をし、体力を高めてもらうよう、一月の町報で呼びかけましたが、何回位跳べますか。

なわとび運動の目安

(ア)男子

- 一段階 三〇秒とび三〇秒休みを
- 二段階 一分とび一分休みを
- 三段階 一分とび一分休みを
- 四段階 九〇秒とび三〇秒休みを
- 五段階 三分とび三〇秒休みを

(イ)女子

- 一段階 三〇秒とび一分休みを
- 二段階 三〇秒とび一分休みを
- 三段階 四五秒とび三〇秒休みを
- 四段階 一分とび三〇秒休みを
- 五段階 三分とび四五秒休みを

- 成績
- 一位 岡垣B 一時三六分〇一秒
 - 二位 菅屋A 一時四〇分四七秒
 - 三位 水巻 一時四二分五〇秒
 - 四位 菅屋B 一時四三分二六秒
 - 五位 オープン 一時四三分二六秒
 - 六位 岡垣A 一時四六分五二秒
- 岡垣Bチーム選手名
- 西岡良治 石松 実
 - 入江秀敏 門司 勇二
 - 平川敏光 小野 実男
- 岡垣Aチーム選手名
- 入江光次郎 長畑 折
 - 奥田常幸 藤村 公男
 - 戒能杉雄 入江 東樹
- 区間賞受賞(岡垣分)
- 一区 西岡良治 二三分三五秒
 - 四区 門司勇二 二四〇一六〇
 - 六区 小野実男 一四〇一一〇
- 二月二日別府毎日マラソンに岡垣から、門司勇二、小野実男、

入江光次郎君の三選手が出場する。

は時計を見ながら、一人はテストしてみてください。

体育委員さんはこの町報を保存しておいて下さい。

× × ×

なわとび用の縄
ポリエチレン製
を百十円
木綿糸製を百三十
十円で、月一回
斡旋しています
入用の方は代金を添えて区長さんに申し込んで下さい。

薬師如来と十二神将

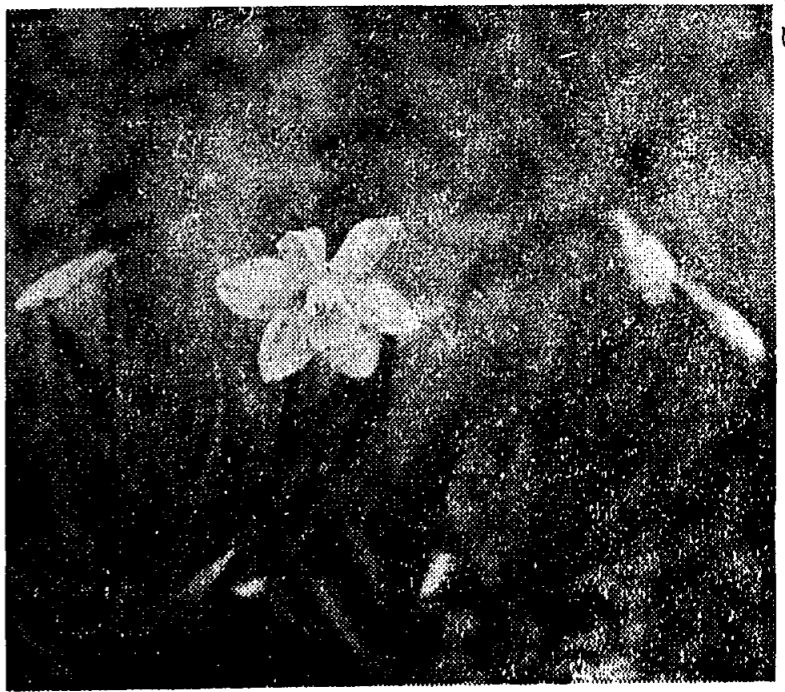
薬師如来は、修行中十二の大願をたてて衆生利益を誓われたので、薬師如来をお祈りすると諸病ごとく癒え、身心共に安楽になるといふ、現世利益的傾向が強いので、日本でも早くから盛んに信仰された。

薬師如来は日光菩薩・月光菩薩を脇侍とし、眷属には十二神将(十二薬又大将)がある。

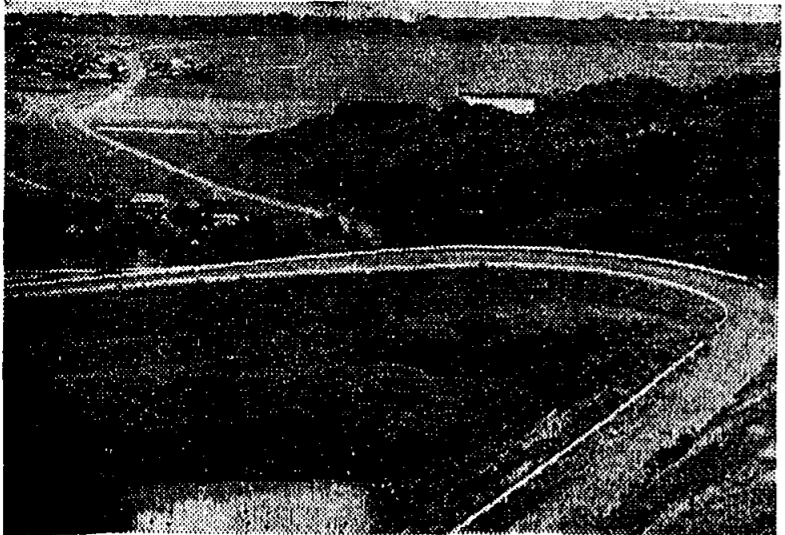
十二神将はいずれも甲冑をつけた武将の姿をしている。その表現にあたって十二支を冠に戴くものは新しく、古代のものには十二支をもたない。

十二神将は

- 1 宮毘羅大将 (宝杵)
 - 2 伐折羅大将 (宝剣)
 - 3 迷企羅大将 (宝棒)
 - 4 安底羅大将 (宝鎚)
 - 5 額仏羅大将 (宝叉)
 - 6 珊底羅大将 (宝劍)
 - 7 因達羅大将 (宝棍)
 - 8 波夷羅大将 (宝鎚)
 - 9 摩虎羅大将 (宝斧)
 - 10 真達羅大将 (宝索)
 - 11 招杜羅大将 (宝鎚)
 - 12 毘羯羅大将 (輪宝)
- 手野薬師如来保存館に前記の薬師如来、十二神将がまつられているが、その由来記には「今から約九百年前叡山の僧、了



(公民館)



垂水峠の観電据え場から見た内浦

空が唐から帰朝、垂水峠を越えようとして麓に靈光を認め、内浦に放光寺を建立、仏師春日作薬師如来像を本尊とした。それから約百年後、平宗盛の遺児宗助四郎左エ門はこの寺に寄寓していたが、この本尊の靈夢により鐘崎の白石兵左エ門等と謀り四十余隻の兵をもって対馬に渡り遂に国主宗家の開祖となった。今から約五百年前教上人巡錫して、この地に來、靈告により、哀願していた寺を再興し、放光を山号とし、法應寺と名付け、天台宗を真宗に改めた。

二世教元又、夢告により、本尊を阿弥陀如来とし、手野に一字を建て、薬師如来像並びに十二神将像をここに移し、今日に到っている」とある。

手野出身の小学校長、教育委員等を歴任された八幡区黒崎の持松基壯氏が二十五万円、区の人々もそれぞれ寄付をし、りっぱな保存館ができています。